

岡本特許

ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1 TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2008 SEPTEMBER/89=

★ 出願段階の仮通常実施権等の登録制度 ★

本年4月18日に成立した改正特許法等において、料金関係の部分は6月1日に施行されましたが、それ以外の改正部分についてはまだ施行されていません。遅くとも平成21年4月までには施行されます。今月はその改正事項のうち、仮通常実施権等の登録制度についてお知らせします。

(1) 現行制度の概略

特許権者以外の者が特許発明を実施する権利としては、特許法上、①専用実施権と②通常実施権が認められています。

専用実施権は特許権に準ずる独占的・排他的な権利です。特許庁への登録が効力発生要件とされています。

通常実施権は、単に特許発明を実施できる権利です。特許庁へ登録しなくても効力が発生しますが、登録することにより、①特許権が第三者に譲渡された場合や②特許権者が破産した場合でも、通常実施権者(ライセンシー)は、ライセンス契約に基づく実施事業を継続できます。

(2) 現行制度の問題点

特許権成立前に、出願人が他者とライセンス契約を結ぶことがよくありますが、現行制度においては、 特許出願段階におけるライセンスは登録することができません。

また、ライセンス契約の存在・内容は、企業の営業秘密や経営戦略に密接に関わる情報であるとして、一般には開示せず秘密としておきたいという要望が根強くありますが、現行制度では原簿の閲覧等を通じてすべて対外的に開示されてしまいます。このため、登録内容が公示される現行の登録制度は、利用率(現存登録件数/実施許諾件数の推計値)が約1%程度にとどまっているといわれています。

(3) 改正法による特許出願段階のライセンスに係る登録制度

(i) 仮専用実施権及び仮通常実施権の登録制度の創設

特許出願段階におけるライセンスについて、特許法上の権利として、新たに①「仮専用実施権」及び②「仮通常実施権」の制度が創設され、併せてその登録制度が設けられました(特許法第27条、第34条の2及び第34条の3)。なお、商標にもよく似た専用使用権・通常使用権の制度がありますが、今回の改正は商標とは関係ありません。

(ii) 仮専用実施権及び仮通常実施権

仮専用実施権は、特許庁へ登録しなければ効力が発生しません。

仮通常実施権は、特許庁へ登録しなくても効力が発生しますが、登録することにより、特許を受ける 権利等をその後に取得した第三者に対して効力を有します。すなわち、①特許出願が第三者に譲渡さ れた場合や②特許出願人が破産した場合でも、事業を継続することができます。

その特許出願について、後日、特許が成立した場合には、それぞれ、専用実施権又は通常実施権が許 諾されたものとみなされます。

(iii) 登録記載事項

仮通常実施権の登録記載事項のうち、①ライセンシーの氏名、②通常実施権の範囲については一定の 利害関係人にしか開示されないことになります。同様に、特許権成立後の通常実施権も開示が制限さ れるようになります。

しかし、仮専用実施権の登録記載事項は、今までどおり全て開示されます。独占排他性を有する権利 であって、公示の必要性が高いためです。